平成２１年（フ）第１５７３号
広島市安芸区中野６丁目10番17号
債務者　桑原　智子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５８１号
広島市佐伯区五月が丘５丁目14番24号
債務者　東井まゆみ
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６１４号
広島市佐伯区三宅３丁目24番３―102号
債務者　松本　　剛
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６２２号
広島市安芸区瀬野西２丁目９番18―101号
債務者　青山　友洋
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７６号
香川県丸亀市本町132番地
債務者　松田　勝義
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１７７号
香川県丸亀市本町132番地
債務者　松田　和子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第５６７号
愛媛県松山市土居田町343番地１　ツインハイツ402号
債務者　石丸　勇一
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７５８号
北九州市八幡西区木屋瀬２丁目24番15号
債務者　蔵森　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０２３号
北九州市門司区北川町10番17―304号
債務者　東島　幸江
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０３１号
北九州市小倉南区城野４丁目７―34―104
債務者　横田　紀子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０３９号
福岡県中間市土手ノ内３丁目21番17号
債務者　伊藤　　崇
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０４２号
福岡県中間市深坂２丁目16番26号
債務者　原田美由紀
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０４７号
北九州市八幡西区若葉１丁目22番８―304号
債務者　山本　博史
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０５０号
北九州市八幡西区上上津役２丁目13番22号
債務者　古郷　曜子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０５７号
北九州市小倉北区片野３丁目15番３―708号
債務者　磯部　智司
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０７３号
北九州市小倉南区湯川新町４丁目２番１―206号
債務者　釘宮美由紀
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０８３号
北九州市小倉南区湯川５丁目８番20―403号
債務者　染矢　礼子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部